

令和6年 第7回

三種町選挙管理委員会議案

令和6年12月2日提出

日 時 令和6年12月2日（月）

午前9時00分

場 所 三種町役場 第2会議室

署名委員

署名委員

第 次

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 4 0 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 4 1 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 1 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 2 2 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 2 3 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 議案第 4 2 号 三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務
処理要領の一部改正について
 - 議案第 4 3 号 令和 7 年 3 月の定時登録日を定めることについて
- 4 その他

議案第 4 0 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 2 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 6 年 1 2 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 8 年 1 0 月 2 9 日から平成 1 8 年 1 2 月 2 日まで
男 8 人 女 8 人 小計 1 6 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 6 年 9 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 6 年 7 月 1 5 日から令和 6 年 9 月 1 日まで
男 1 1 人 女 1 2 人 小計 2 3 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 1 9 人 女 2 0 人 合計 3 9 人 |

議案第 4 1 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 2 8 条の規定により、令和 6 年 1 2 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 6 年 1 0 月 2 6 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日まで |
| | | 男 1 9 人 女 2 6 人 小計 4 5 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 6 年 7 月 3 1 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：令和 6 年 6 月 2 7 日から令和 6 年 7 月 3 1 日まで |
| | | 男 1 2 人 女 9 人 合計 2 1 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 3 1 人 女 3 5 人 合計 6 6 人 |

報告第 2 1 号

登録の移替えをした者について

令和 6 年 1 2 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

令和 6 年 1 0 月 3 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 1 0 人 女 1 7 人 合計 2 7 人

報告第 2 2 号

選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は 2 5 9 である。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

参 考

第 7 4 条第 1 項 条例の改廃請求

第 7 5 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 2 3 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 3 1 0 である。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

参 考

第 7 6 条第 1 項	議会の解散請求
第 8 0 条第 1 項	議員の解職請求
第 8 1 条第 1 項	長の解職請求
地教組第 8 条第 1 項	教育委員の解職請求

議案第 4 2 号

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理
要領の一部改正について

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領の
一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等
の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の公布に伴い、関係例規を改
正する必要があるため。

2 改正内容

いわゆるマイナンバー法等が改正され、マイナンバーカードと健康保険証の
一体化及び現行の被保険者証廃止に伴い、選挙人名簿の閲覧の申出の際に提示
させる本人確認書類として健康保険の「被保険者証」が規定されていましたが、
これを健康保険の「加入資格が確認できるもの」に改めます（第 9 条関係）。ま
た、その他所要の字句訂正を行います。

なお、該当する書類としては、マイナ保険証を持っていない方に提供される
「資格確認書」と、持っている方に提供される「資格情報のお知らせ」があり
ます。

3 施行日

令和 6 年 1 2 月 2 日から施行します。

(議案第 4 2 号別紙)

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領の一部を改正する告示 (案)

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領(令和 3 年選挙管理委員会告示第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「被保険者証」を「加入資格が確認できるもの」に改める。

第 1 4 条中「、第 2 条第 2 項中「法第 2 4 条第 1 項各号」とあるのは「法第 3 0 条の 8 第 1 項各号」と」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

三種町選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要領の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(閲覧の拒否) 第6条 法第28条の2第3項及び同法第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときのことをいう。 (1) 住民基本台帳事務における支援措置申出書を町長に提出し、ドメスティック・バイオレンス(<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)又はストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するストーカー行為及び同法第3条の規定に違反する行為をいう。)の被害者の保護のための措置を受けている者(以下「支援対象者」という。)が記載されている選挙人名簿の抄本について、ドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為等の加害者から支援対象者に係る閲覧の申出があったとき。 (2) (略) (閲覧者が提示すべき書類) 第9条 (略) 2 規則第3条の2第4項第2号に規定する委員会が適当と認める書類は、次の各号のいずれかとする。 (1) 健康保険の<u>加入資格が確認できるもの</u>、介護保険の被保険者証又は生活保護受給者証で、地方公共団体が交付するもの (2) (略) (在外選挙人名簿の抄本の閲覧)	(閲覧の拒否) 第6条 法第28条の2第3項及び同法第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときのことをいう。 (1) 住民基本台帳事務における支援措置申出書を町長に提出し、ドメスティック・バイオレンス(<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)又はストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第2項に規定するストーカー行為及び同法第3条の規定に違反する行為をいう。)の被害者の保護のための措置を受けている者(以下「支援対象者」という。)が記載されている選挙人名簿の抄本について、ドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為等の加害者から支援対象者に係る閲覧の申出があったとき。 (2) (略) (閲覧者が提示すべき書類) 第9条 (略) 2 規則第3条の2第4項第2号に規定する委員会が適当と認める書類は、次の各号のいずれかとする。 (1) 健康保険の<u>被保険者証</u>、介護保険の被保険者証又は生活保護受給者証で、地方公共団体が交付するもの (2) (略) (在外選挙人名簿の抄本の閲覧)

第 14 条 第 2 条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。この場合において _____、第 3 条中「選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第 1 号）」とあるのは「在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第 7 号）」と、第 4 条第 1 項中「選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第 2 号）」とあるのは「在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第 8 号）」と、第 5 条第 1 項中「選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第 3 号）」とあるのは「在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第 9 号）」と、第 10 条第 2 項中「法第 24 条第 1 項各号」とあるのは「法第 30 条の 8 第 1 項各号」と読み替えるものとする。

第 14 条 第 2 条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の抄本の閲覧について準用する。この場合において、**第 2 条第 2 項中「法第 24 条第 1 項各号」とあるのは「法第 30 条の 8 第 1 項各号」と**、第 3 条中「選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第 1 号）」とあるのは「在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）（様式第 7 号）」と、第 4 条第 1 項中「選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第 2 号）」とあるのは「在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）（様式第 8 号）」と、第 5 条第 1 項中「選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第 3 号）」とあるのは「在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）（様式第 9 号）」と、第 10 条第 2 項中「法第 24 条第 1 項各号」とあるのは「法第 30 条の 8 第 1 項各号」と読み替えるものとする。

議案第 4 3 号

令和 7 年 3 月の定時登録日を定めることについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月の定時登録日を 3 月 3 日と定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

【今後の日程】

令和 7 年 3 月 3 日（月） 令和 7 年第 1 回選挙管理委員会（定時登録及び県知
事選関係）

午前 9 時 場所：三種町役場 第 2 会議室